

## 新旧対照表

株式会社まちづくり松山  
株式会社まちペイ

下記のとおり、利用約款を8月4日より改定させていただきます。ただし、利用者に有利な範囲及び個別に同意した範囲で即時適用します。

## 1. マチカ共通約款

新	旧
<p>第1条（定義） 本約款における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p>（1）「会員」とは、本約款及び<b>コミート会員約款</b>に同意して本サービスを利用する者をいいます。</p> <p>（7）「コミート」とは、<b>まちづくり松山が提供する各種マッチングサービスその他サービスをいいます。</b></p> <p>（8）「マチカアプリ」とは、<b>コミートを利用及び会員アカウントを特定するために必要な情報（QRコード等）が表示され、又はマチピ及びマチカマネーによる決済を行うために必要なQRコード等を読み取るために必要となるスマートフォンアプリ等をいいます。</b></p> <p>（9）「マチカカード等」とは、マチカカード及びマチカアプリをいいます。</p> <p>（10）「まちペイ加盟店」とは、マチカマネーを利用してお買い物をすることができる店舗<b>又は施設</b>をいいます。</p> <p>（11）「マチピ加盟店」とは、マチピを利用してお買い物をすることができる店舗<b>又は施設</b>をいいます。</p> <p>（12）「マチケット」とは、イベントやキャンペーンにより配布する割引券を<b>いいます。</b></p>	<p>第1条（定義） 本約款における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p>（1）「会員」とは、本約款及び<b>マチカカード会員約款</b>に同意して本サービスを利用する者をいいます。</p> <p><b>【新設】</b></p> <p>（7）「マチカアプリ」とは、会員アカウントを特定するために必要な情報（QRコード等）が表示され、又はマチピ及びマチカマネーによる決済を行うために必要なQRコード等を読み取るスマートフォンアプリ等をいいます。</p> <p>（8）「マチカカード等」とは、マチカカード及びマチカアプリをいいます。</p> <p>（9）「まちペイ加盟店」とは、マチカマネーを利用してお買い物をすることができる店舗をいいます。</p> <p>（10）「マチピ加盟店」とは、マチピを利用してお買い物をすることができる店舗をいいます。</p> <p>（11）「マチケット」とは、イベントやキャンペーンにより配布する割引券を<b>いう。</b></p>

す。

#### 第7条（利用停止措置）

3. 両社は、前2項の他、次の各号に掲げる場合又はそのおそれがある場合に会員アカウントの利用停止措置を行い、強制退会させることがあります。

- (1) 不正に取得され又は偽造若しくは変造されたマチカカード等を利用していた場合
- (2) マチカカード等に不正利用等又はその疑いがある場合
- (3) 本約款、**コミット**会員約款、マチカマネー利用約款又はその他約款に違反した場合
- (4) マチカカード等を故意に汚損又は破損した場合

#### 第11条（加盟店との取引）

マチピ又はマチカマネーを利用して購入した商品の欠陥、返品等の問題は、会員とマチピ加盟店又は**まちペイ**加盟店との間において解決するものとします。

#### 第13条（免責）

両社は、両社の故意又は重過失による場合を除き、次の各号に掲げる場合において会員その他の第三者に対して損害等が生じたときでも、マチピ又はマチカマネーの残高補償等を含めその責めを負わないものとします。

- (1) マチピ、マチケット又はマチカマネーの有効期限が切れ、利用できなくなった場合
- (2) 第7条第3項により会員アカウントの利用停止措置又は強制退会した場合
- (3) 第10条によりマチピ、マチケット又はマチカマネーが利用できなかった場合
- (4) 会員とマチピ加盟店又は**まちペイ**加盟

#### 第7条（利用停止措置）

3. 両社は、前2項の他、次の各号に掲げる場合又はそのおそれがある場合に会員アカウントの利用停止措置を行い、強制退会させることがあります。

- (1) 不正に取得され又は偽造若しくは変造されたマチカカード等を利用していた場合
- (2) マチカカード等に不正利用等又はその疑いがある場合
- (3) 本約款、**マチカカード**会員約款、マチカマネー利用約款又はその他約款に違反した場合
- (4) マチカカード等を故意に汚損又は破損した場合

#### 第11条（加盟店との取引）

マチピ又はマチカマネーを利用して購入した商品の欠陥、返品等の問題は、会員とマチピ加盟店又は**マチカ**加盟店との間において解決するものとします。

#### 第13条（免責）

両社は、両社の故意又は重過失による場合を除き、次の各号に掲げる場合において会員その他の第三者に対して損害等が生じたときでも、マチピ又はマチカマネーの残高補償等を含めその責めを負わないものとします。

- (1) マチピ、マチケット又はマチカマネーの有効期限が切れ、利用できなくなった場合
- (2) 第7条第3項により会員アカウントの利用停止措置又は強制退会した場合
- (3) 第10条によりマチピ、マチケット又はマチカマネーが利用できなかった場合
- (4) 会員とマチピ加盟店又は**マチカ**加盟店

店との取引においてトラブルがあった場合

(5) 会員の故意又は過失により利用停止措置までの間に不正利用等があった場合

2. 両社は、マチカマネー及びマチピの取扱について、取扱時にマチカカード又はマチカアプリがインストールされログインされた端末を所持していた者以外に対する責めを負いません。なお、マチカカード又はマチカアプリがインストールされログインされた端末を当該会員アカウントの記名人以外が所持していたときは、両社は当該記名人以外の者の利用について、当該記名人に対する責めを負いません。

3. 両社が本約款において定める場合又は特に定める場合を除き、利用者がマチカマネー若しくはマチピにより便益を取得したことによって又はマチカマネー若しくはマチピにより取得した便益を喪失若しくは享受しえなくなったことによって、利用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、両社は一切その責めを負いません。

4. 両社は会員から第7条の申出を受けた場合、申出から利用停止措置が完了するまでの間に、マチカマネー又はマチピの使用等があった場合、両社はそれらを補償する責めを負いません。

5. 前3項の両社の責任は、両社の故意又は重過失による場合は、免れないものとします。

#### 第15条 (約款の変更)

両社は、一定の予告期間においてホームページにて告知することにより、本約款、**コミート**会員約款、マチカマネー利用約款及びその他約款を変更することができるものとします。

との取引においてトラブルがあった場合

(5) 会員の故意又は過失により利用停止措置までの間に不正利用等があった場合

2. 両社は、マチカマネー及びマチピの取扱について、取扱時にマチカカード又はマチカアプリがインストールされログインされた端末を所持していた者以外に対する責めを負いません。なお、マチカカード又はマチカアプリがインストールされログインされた端末を当該会員アカウントの記名人以外が所持していたときは、両社は当該記名人以外の者の利用について、当該記名人に対する責めを負いません。

3. 両社が本約款において定める場合又は特に定める場合を除き、利用者がマチカマネー若しくはマチピにより便益を取得したことによって又はマチカマネー若しくはマチピにより取得した便益を喪失若しくは享受しえなくなったことによって、利用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、両社は一切その責めを負いません。

4. 両社は会員から第7条の申出を受けた場合、申出から利用停止措置が完了するまでの間に、マチカマネー又はマチピの使用等があった場合、両社はそれらを補償する責めを負いません。

5. 前3項の両社の責任は、両社の故意又は重過失による場合は、免れないものとします。

#### 第15条 (約款の変更)

両社は、一定の予告期間においてホームページにて告知することにより、本約款、**マチカカード**会員約款、マチカマネー利用約款及びその他約款を変更することができるものとします。

## 2. コミット会員約款 (旧：マチカカード会員約款)

新	旧
<p>本約款は、株式会社まちづくり松山(以下「当社」といいます。)のマチカアプリ、マチカカード並びにこれに付随するコミット、ポイントプログラム及びその他サービス等(以下「本サービス」といいます。)の利用条件等を定めるものです。</p>	<p>本約款は、株式会社まちづくり松山(以下「当社」といいます。)が発行するマチカカード及びこれに付随するポイントプログラム等(以下「本サービス」といいます。)の利用条件等を定めるものです。</p>
<p>第2条 (マチピの有効期限)</p>	<p>第2条 (有効期限)</p>
<p>第3条 (マチピの残高及び有効期限の確認方法)</p>	<p>第3条 (残高及び有効期限の確認方法)</p>
<p>第4条 (マチピの付与)</p>	<p>第4条 (付与)</p>
<p>第5条 (マチピの利用)</p>	<p>第5条 (利用)</p>
<p>第6条 (マチピの取消)</p>	<p>第6条 (取消)</p>
<p>第7条 (コミットにおける情報) コミットにおいて掲載されている情報は、不動産会社、イベント主催者等の各マッチング会員が掲載したものであり、当社は掲載内容を保証しかねます。詳細は、当該情報にあるお問合せ先にご確認ください。</p>	<p>【新設】</p>
<p>第8条 (メッセージ機能) 登録会員は、当社の承認を受けたサービスにおいてメッセージを送受信する機能を利用することができます。ただし、当社は、予めメッセージの内容の確認を行い、次の各号に該当すると判断した場合は、登録会員への事前の告知なしに、メッセージの内容その他通信の秘密にかかわる情報を閲覧、提供、利用又は非公開もしくは削除できるものとしま</p>	<p>【新設】</p>

す。

(1) 刑事訴訟法又は犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制力のある処分又は裁判所の命令若しくは令状による場合

(2) 法令に基づく強制力のある処分が行われた場合

(3) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に従って送信防止措置又は発信者情報の開示等に応じる必要があると当社が判断した場合

(4) 他人の生命、身体、財産又は名誉、プライバシーの保護のために必要があると当社が判断した場合

(5) 前各号に掲げるほか、当社が合理的に必要性を判断した場合

以上